

地域福祉の推進役としての 地域住民への調査

令和7年9月

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課

大阪市地域福祉実態調査を装った詐欺や不審な調査にご注意ください

【調査についてのお問い合わせ先】
大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課
「地域福祉の推進役としての地域住民への調査」担当まで
電話 06-6208-7970 FAX 06-6202-0990

回答にあたってのお願い

- ※ この調査票は、大阪市内において、民生委員・児童委員の地区委員長や、地域福祉コーディネーター等として活動いただいている市民の方へ配付しています。
- ※ この調査は、質問1から質問 29 まであります。それぞれの質問について、**あなたのお考えに近い選択肢を選び、番号を“○”で囲んでください。**(所要時間:約 12 分)
- ※ **あなたのお考えに近い選択肢がないときや、答えられないとき、あるいは、答えたくないことがありましたら、その質問はお答えいただくなくても構いません。**
- ※ 調査は匿名で回答集約します。
調査票や返信封筒には、あなたのお名前やご住所を記載しないでください。

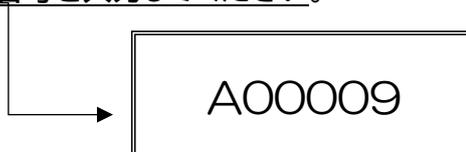
オンライン回答について

調査票の返送に代えて、オンライン(インターネット)で回答いただくこともできます。利用者登録は不要です。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

○調査票番号の入力

- ・オンラインでの回答では、はじめに調査票番号を入力してください。



※「調査票番号」は、回答の重複を防ぐため宛先と無関係に印字しているもので、回答された方がどなたであるかを特定するものではありません。

○ ご注意

- ・オンライン回答に必要なパソコンなどの端末や、通信などに関する費用については、ご協力いただいた回答者ご自身の負担になります。あらかじめご了承ください。
- ・オンラインで回答いただいた方は、この紙の調査票は返送せず廃棄してください。

地域での支え合い・助け合いについて

質問 1 現在、生活している中で、地域との「つながり」を感じることがありますか。あなたの考えに合う答えを選んでください。(○は1つ)

- 1 ある
- 2 たまにある

- 3 あまりない
- 4 ない

質問3へ

【質問1で「1 ある」または「2 たまにある」と答えた方へ】

質問 2 地域との「つながり」を感じるのはどのようなときですか。(○はいくつでも)

- 1 近所の人とあいさつをするとき
- 2 近所の人とお土産やいただきものをやりとりするとき
- 3 近所の人に日常の見守りや声かけをされたとき
- 4 地域の人に困りごとなどの相談をする(相談にのる)とき
- 5 お祭りなどの地域の行事に参加するとき
- 6 地域活動やボランティア活動に参加するとき
- 7 その他(具体的にお書きください)

{ }

【すべての方へ】

質問 3 どのようなことを一層推進すれば、地域でお住まいの方が、地域の「つながり」を実感することができるようになると思いますか。(○はいくつでも)

- 1 近隣の住民同士で普段からあいさつや声かけをすること
- 2 お祭りなどの地域の行事などに参加すること
- 3 地域福祉活動やボランティア活動に参加すること
- 4 広報誌などで「つながり」の重要性を周知すること
- 5 地域福祉の推進役などが普段の困りごとの相談にのること
- 6 その他(具体的にお書きください)

{ }

7 わからない

地域福祉活動について

質問 4 地域福祉活動の担い手として活動をはじめたきっかけは何ですか。(〇はいくつでも)

- 1 友人・知人に誘われたから
- 2 活動場所が近所にあったから
- 3 内容が楽しそうだったから
- 4 健康に良さそうだったから
- 5 団体の中に自分の役割があるから
- 6 生きがいを得たかったから
- 7 地域や社会に貢献したかったから
- 8 人と関わりを持ちたかったから
- 9 自分の経験・能力を活かすことができると思ったから
- 10 その他(具体的にお書きください)
〔 〕

質問 5 地域福祉活動の担い手として活動を続けている理由は何ですか。(〇はいくつでも)

- 1 活動にやりがいがあるから
- 2 自身の健康のため
- 3 地域や社会に貢献し続けたいから
- 4 人との関わりを持ち続けたいから
- 5 やめると迷惑がかかるから
- 6 その他(具体的にお書きください)
〔 〕
- 7 特に理由はない

質問 6 地域福祉活動の担い手として活動するにあたって、どのようなことを負担に思われますか。

(〇はいくつでも)

- 1 時間が取られること
- 2 体力を使うこと
- 3 活動内容について相談できる人(機関)がないこと
- 4 一緒に活動する仲間が少ないこと
- 5 人間関係が難しいこと
- 6 責任が重いこと
- 7 その他(具体的にお書きください)〔 〕
- 8 特にない

質問 7 活動されている地域で、どのような地域福祉活動が求められていると感じていますか。

(○はいくつでも)

- 1 日常の見守り活動
- 2 こどもを支援する活動(こども食堂やこどもの学習支援など)
- 3 子育てを支援する活動
- 4 高齢者を支援する活動
- 5 障がいのある方を支援する活動
- 6 介護者・介助者を支援する活動
- 7 地域防災及び防犯などに関する活動
- 8 地域の高齢者とこどもとの世代間交流活動
- 9 市民後見人活動
(家庭裁判所から成年後見人などとして選任された一般市民による後見活動)
- 10 外国につながる市民・留学生等について交流や支援をする活動
- 11 地域住民の健康づくりを支援する活動
- 12 その他(具体的にお書き下さい)
[]
- 13 わからない

質問 8 地域福祉活動が抱える一番の課題は何だと思えますか。あなたの考えに近い答えを選んでください。(○は1つ)

- 1 担い手不足(担い手の高齢化を含む)
- 2 活動場所の不足
- 3 活動資金の不足
- 4 地域福祉活動の担い手を支える福祉専門職の人材不足
- 5 専門職との協議の場の不足
- 6 その他(具体的にお書きください)
[]
- 7 わからない

住民主体の地域課題の解決力強化について

質問 9 活動されている地域において、地域福祉活動を通じて発見された地域課題やニーズについて、住民同士で共有し、話し合い、地域全体で解決に向けて取り組む体制が整っていると感じますか。あなたの考えに近い答えを選んでください。(○は1つ)

- 1 整っている
- 2 ある程度整っている
- 3 整っていない
- 4 わからない

質問 10 地域課題やニーズについて、地域全体で解決に向けて取り組む体制を整えていくためには何が必要であると考えますか。(○はいくつでも)

- 1 担い手の養成
- 2 活動場所
- 3 活動資金
- 4 社会福祉協議会など福祉専門職による支援
- 5 行政による支援
- 6 その他(具体的にお書きください)
〔 〕
- 7 わからない

質問 11 地域福祉活動への支援をおこなっている福祉専門職でご存知のものは、次のうちどれですか。(○はいくつでも)

- 1 区社会福祉協議会の地域支援担当職員
- 2 見守り相談室 CSW(見守り相談員)
- 3 生活支援コーディネーター
- 4 地域包括支援センターなど相談支援機関の職員
- 5 その他(具体的にお書きください)
〔 〕
- 6 わからない

質問 12 活動されている地域における、区社会福祉協議会の地域支援担当職員などの福祉専門職による支援の状況について、あなたの考えに近い答えを選んでください。(○は1つ)

- 1 十分におこなわれている
- 2 支援はおこなわれているが、十分ではない
- 3 ほとんど支援がおこなわれていない
- 4 支援がおこなわれていない
- 5 わからない

質問 13 福祉専門職による地域福祉活動への支援に期待することは何ですか。(○はいくつでも)

- 1 団体や活動者に対する地域福祉活動にかかる助言
- 2 活動者を対象とした会議や研修などの開催
- 3 地域課題を解決するための会議への参画
- 4 新たな活動の立ち上げ支援
- 5 広報啓発活動への支援
- 6 地域福祉活動の担い手の養成への支援
- 7 地域資源の開発
- 8 活動継続への後方支援
- 9 その他(具体的にお書きください)
〔 〕
- 10 特になし

地域における見守り活動について

質問 14 大阪市では、民生委員・児童委員による訪問活動や、ボランティアによる児童の登下校の見守り、老人クラブなどの地域住民による友愛訪問、要援護者名簿を活用した地域での見守り活動などがおこなわれていますが、地域でおこなわれている見守り活動の一番の課題は何であると考えますか。(○は1つ)

- 1 見守りの対象となる世帯の増加
- 2 地域住民同士のつながりの薄さ
- 3 担い手の不足(担い手の高齢化)
- 4 見守り活動の認知不足
- 5 その他(具体的にお書きください)〔 〕
- 6 わからない

地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進について

質問 15 地域住民、地縁団体、行政・社会福祉協議会を除いて、あなたの地域において地域福祉活動に参画している主体は次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

- 1 地域にあるボランティア団体やNPO法人
- 2 地域にある社会福祉法人(社会福祉施設など)
- 3 地域にある企業や個人事業主
- 4 その他(具体的にお書きください)

{ }

- 5 特にない
- 6 知らない

質問 16 地域住民、地縁団体、行政・社会福祉協議会を除く主体が実施する地域福祉活動に期待することは次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

- 1 専門性(知識やノウハウ)を活かした活動
- 2 豊富な人材を活かした活動
- 3 資金協力(行事への協賛など)
- 4 継続的な参画
- 5 その他(具体的にお書きください)

{ }

- 6 特にない

災害への備えについて

質問 17 お住まいの地域で、避難や救助が必要となる災害が発生した場合、高齢者や障がいのある方など避難の支援や生活上の配慮が必要となる人を知っていますか。(○は1つ)

- 1 知っている
- 2 知らない

質問 18 大規模な災害が発生すると、消防、警察、自衛隊などによる救援が行き渡ることが極めて難しくなり、地域の住民同士で、救助活動や避難所の運営を行うことが求められます。このような場合に備えて、普段からどのようなことが必要であると思いますか。(○はいくつでも)

- 1 近所の人とあいさつをする程度の関係はつくっておくこと
- 2 避難するのに支援が必要な人が誰であるか把握しておくこと
- 3 住民同士で互いの家庭状況(家族構成・介護の必要性など)についてある程度知っておくこと
- 4 地域で用意している救助資材の内容や管理場所を知っておくこと
- 5 ハザードマップなどで地域の危険な場所を知っておくこと
- 6 災害時の避難場所・避難所を知っておくこと
- 7 警戒レベル(5段階)などの防災情報の意味を知っておくこと
- 8 防災訓練に参加すること
- 9 その他(具体的にお書きください)
〔 〕
- 10 わからない

質問 19 防災に関する次の取り組みのうち、ご存知のものはどれですか。 (○はいくつでも)

1 大阪市地域防災計画

(自然災害に対して大阪府域で行政や事業者、住民の方が取り組むことを定めた計画)

2 区地域防災計画

(お住まいの区において区役所や事業者、住民の方が取り組むことを定めた防災計画)

3 地区防災計画

(お住まいの地域において住民の方を中心に取り組むことを定めた計画)

4 大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)

(大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、支援が必要な方の避難について、避難行動要支援者ご自身、自主防災組織、行政が取り組むことを定めた計画)

5 市民防災マニュアル

(災害に対する日ごろの備えを示した防災啓発冊子)

6 水害ハザードマップ

(津波や河川洪水により浸水が予想される場所・深さを示した各区分別マップ)

7 避難行動要支援者名簿

(大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、支援が必要な方の名簿。災害時における救出・救護に活用)

8 福祉避難所

(災害時において、高齢者や障がいのある方など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所)

9 津波避難ビル・水害時避難ビル

(津波や河川氾濫から身を守るために避難するビル)

10 大規模災害時協力事業所

(地震・風水害などの大規模災害が発生した際に、災害対策に協力いただくことのできる企業・事業所)

11 自主防災組織

(防災という共通の目的をもって活動する地域の皆さんの集まり)

12 個別避難計画

(避難行動要支援者の生命・身体を守るため、支援者や緊急時の受入れ機関などの具体的な支援内容をまとめた一人ひとりの避難支援等を実施するための計画)

13 すべて知らない

相談支援体制の充実に向けて

質問 20 地域の人から困りごとなどの相談を受けたことはありますか。また、その頻度はどれくらいですか。あなたの状況に近い答えを選んでください。 (○は1つ)

- 1 ある(ほぼ毎日)
- 2 ある(週に数回程度)
- 3 ある(月に数回程度)
- 4 ある(年に数回程度)

5 ない

質問 22 へ

【質問 20 で「1～4ある」と答えた方へ】

質問 21 地域においてどのような相談を受けることが多いですか。 (○はいくつでも)

- 1 本人や家族の健康のこと
- 2 日常生活のこと(食事づくりや買い物など)
- 3 家族に対する日常のケアのこと(ヤングケアラー支援を含む)
- 4 本人や家族の老後のこと
- 5 子育てのこと
- 6 こどもや孫の将来のこと
- 7 家族の人間関係のこと
- 8 地域での人間関係のこと
- 9 収入など経済的なこと
- 10 仕事のこと
- 11 住まいの確保に関すること
- 12 土地や家屋、預貯金などの管理のこと
- 13 地域の治安のこと
- 14 地域の生活環境のこと
- 15 地震や洪水などの災害のこと
- 16 社会の仕組み(法律、年金や健康保険など)が変わること
- 17 孤独・孤立を感じていること
- 18 その他(具体的にお書きください)

{

}

【すべての方へ】

質問 22 生活に困りごとを抱えた方に向けて、生活保護に至る前の早い段階から支援をおこなう窓口(生活困窮者自立相談支援窓口)が各区役所に設置されていることを、ご存知ですか。(○は1つ)

- 1 知っていて、誰かに紹介したことがある
- 2 知っているが、誰かに紹介したことはない
- 3 聞いたことはあるが、何をしているか具体的には分からない
- 4 知らない

質問 23 地域の方から相談を受けた際につなぐ機関はどこですか。(○はいくつでも)

- 1 区役所(区保健福祉センター)
 - 2 区社会福祉協議会
 - 3 見守り相談室
 - 4 地域包括支援センター／認知症強化型地域包括支援センター(オレンジチーム)／総合相談窓口(ブランチ)
 - 5 障がい者基幹相談支援センター／地域活動支援センター(生活支援型)
 - 6 地域子育て支援センター
 - 7 生活困窮者自立相談支援窓口
- ※ 区ごとに名称が異なります(例:生活自立相談窓口、くらしサポートセンターなど)
- 8 病院
 - 9 警察
 - 10 学校
 - 11 地域で実施しているつどいの場(ふれあい喫茶、百歳体操、認知症カフェ、子育てサロン、こども食堂など)
 - 12 その他(具体的にお書きください)

{ }

虐待防止の取り組みについて

質問 24 高齢者や障がいのある方、児童への虐待の疑いがある状況を発見した場合、通報(通告)しますか。あなたの考えにいちばん近い答えを選んでください。(○は1つ)

- 1 必ず通報(通告)する
- 2 場合によっては通報(通告)する
- 3 通報(通告)しない

質問 25 虐待を通報(通告)する場合の窓口であると知っている機関を選んでください。

(○はいくつでも)

- 1 区役所(区保健福祉センター)
- 2 地域包括支援センター
- 3 総合相談窓口(ランチ)
- 4 障がい者基幹相談支援センター
- 5 児童相談所全国共通ダイヤル(189)いちはやく
- 6 児童虐待ホットライン(0120-01-7285)まずは一報、なにわっ子
- 7 こども相談センター
- 8 大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン(06-6206-3725)みんなでふせごう
※令和6年度からの休日・夜間帯の虐待通報窓口です
- 9 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ(施設職員などによる高齢者虐待)
- 10 大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課(施設職員などによる障がい者虐待)
- 11 大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課(雇用主などによる障がい者虐待)
- 12 大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課(施設職員などによる児童虐待)
- 13 その他(具体的にお書きください)
[]
- 14 知っている通報(通告)先はない

質問 26 虐待の通報(通告)をためらうとすれば、どのような理由からですか。(○はいくつでも)

- 1 虐待ではないかもしれないから(虐待の証拠がないから)
- 2 通報(通告)したことを相手に恨まれるかもしれないから
- 3 誰が通報(通告)したか相手に知られるかもしれないから
- 4 面倒に巻き込まれたくないから
- 5 誤って通報(通告)した場合、相手がショックを受けるなど悪影響をおよぼすおそれがあるから
- 6 その他(具体的にお書きください)
[]
- 7 理由は特にない

成年後見制度などの利用促進に向けて

制度説明

成年後見制度	<p>認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対し、法的に権限を与えられた成年後見人などが、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その方の生活を支援する制度です。</p> <p>中には、「法定後見制度(判断能力の低下に応じて利用する)」と、「任意後見制度(将来の判断能力の低下に備えてあらかじめ契約しておく)」の2つの制度があります。</p>
市民後見人	<p>家庭裁判所から成年後見人などとして選任された一般市民のことです。専門組織による養成・支援を受けながら、地域福祉の視点から身近な市民という立場で後見活動を展開する権利擁護の担い手です。</p>
あんしんさぼーと事業	<p>認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が、安心して地域で生活が送れるよう、本人との契約に基づき、お住まいの区の社会福祉協議会において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いする事業です。</p> <p>成年後見制度のような法的権限はありません。</p>

質問 27 次のうち、あなたが以前からご存知だった制度などはどれですか。 (〇はいくつでも)

- 1 成年後見制度(法定後見制度)
- 2 成年後見制度(任意後見制度)
- 3 あんしんさぼーと事業
- 4 市民後見人
- 5 知っている制度などはない

質問 28 地域の方から判断能力の低下に関する相談をされたときのつなぎ先はどこですか。

(〇はいくつでも)

- 1 大阪市成年後見支援センター
- 2 区役所(区保健福祉センター)
- 3 区社会福祉協議会
- 4 地域包括支援センター／認知症強化型地域包括支援センター(オレンジチーム)／総合相談窓口(ランチ)
- 5 障がい者基幹相談支援センターまたは地域活動支援センター(生活支援型)
- 6 わからない

あなたご自身のことについて

質問 29 今後の施策の参考とさせていただくため、あなたご自身のことなどをお聞きします。
なお、答えたくない設問については、ご回答いただかなくて構いません。

A 性別を選んでください。(○は1つ)

1 男性 2 女性 3 その他

B 年齢について、あてはまるものを選んでください。(○は1つ)

1 10歳代 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
5 50歳代 6 60歳代 7 70歳代 8 80歳以上

C 職業について、いちばん近いと思われるものを選んでください。(○は1つ)

1 会社員、団体職員 2 自営業 3 公務員 4 パート、アルバイト
5 学生 6 専業主婦、専業主夫 7 無職
8 その他(具体的にお書きください)

{ }

D お住まいの区を選んでください。(○は1つ)

1 北区 2 都島区 3 福島区 4 此花区
5 中央区 6 西区 7 港区 8 大正区
9 天王寺区 10 浪速区 11 西淀川区 12 淀川区
13 東淀川区 14 東成区 15 生野区 16 旭区
17 城東区 18 鶴見区 19 阿倍野区 20 住之江区
21 住吉区 22 東住吉区 23 平野区 24 西成区

E 現在のお住まいでの居住期間を選んでください。(○は1つ)

1 1年未満 2 1年～5年未満 3 5年～10年未満 4 10年以上

F お住まいの地域で担っておられる役割は何ですか。

1 民生委員・児童委員

2 地域福祉コーディネーター(地域福祉活動の推進役)

※ 区によって名称が異なります。
地域見守りコーディネーター、見守り推進員、地域福祉活動サポーター、
つなげ隊、地域支援相談員 など

G 上記質問でお答えいただいた役割は通算でおおよそどれくらい務めておられますか。(○は1つ)

1 1年未満

2 1年以上5年未満

3 5年以上10年未満

4 10年以上20年未満

5 20年以上

調査項目は以上です。

同封の封筒に入れてご返送ください。(切手不要)

ご協力ありがとうございました。

※ 調査は匿名で回答集約します。

調査票や返信用封筒には、あなたのお名前やご住所を記載しないでください。

※ 調査結果については、後日、報告書の形で公表します。

回答いただいた個人あてには送付等はいたしませんので、本市ホームページにてご確認ください。

【参考】

前回(令和4年度)実態調査結果

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000573074.html>

QRコード